

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/07/28	月	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
		14:30	点検評価教育委員説明	都南分庁舎 教育委員会室
25/07/29	火	11:00	盛岡市指定文化財の保持団体の追加認定書授与式	都南分庁舎 研修室
		11:05	盛岡市指定文化財の保持団体の追加認定書授与式後の懇談	都南分庁舎 教育長室
		11:30	岩手県道徳教育研究会事務局来訪	都南分庁舎 教育長室
		14:45	【市長代理】令和7年度岩手県史跡整備市町村協議会予算陳情	岩手県庁
25/07/30	水	9:45	中学生社会参加活動促進事業リーダー育成研修会	区界高原少年自然の家
		16:30	市長表敬訪問(洪民中・全国総合文化祭出場)	本庁舎 市長室
25/07/31	木	14:00	岩手県教委小中人事課長来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/01	金	13:15	【協議会】国の施策及び予算に関する要望活動(中核市教育長会)	文部科学省
25/08/02	土			
25/08/03	日			
25/08/04	月	13:15	兵庫教育大学教授来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/05	火	13:45	アールム大学ALT採用最高責任者来訪	都南分庁舎 教育長室
		14:00	令和7年度招聘外国人英語指導講師辞令交付式	都南分庁舎 研修室
		15:30	岩手県教委(教職員課総括課長、盛岡教育事務所長外2名)来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/06	水	11:15	しぶたみ啄木会来訪	都南分庁舎 教育長室
		14:00	仁王小学校長来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/07	木	9:50	第58回東北学校保健大会	市民文化ホール
		13:30	令和7年度盛岡市管理運営研修会(講話)	姫神ホール
25/08/08	金			
25/08/09	土	12:30	NPO法人全国ことばを育む親の会創立60周年記念第30回全国大会岩手大会	アイーナ
		18:00	第63回全国国公立幼稚園・こども園PTA全国大会いわて大会 情報交流会	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
25/08/10	日	9:30	第63回全国国公立幼稚園・こども園PTA全国大会いわて大会	市民文化ホール
25/08/11	月			
25/08/12	火			
25/08/13	水			
25/08/14	木			
25/08/15	金			
25/08/16	土			
25/08/17	日			
25/08/18	月			
25/08/19	火	14:00	第3回市内校長・園長会議	都南分庁舎 大会議室
		15:30	好摩幼稚園長来訪	都南分庁舎 教育長室
		16:00	岩手史学会長外2名来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/20	水			
25/08/21	木	10:00	岩手県立博物館長外1名来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/22	金	10:00	令和7年度教育委員会事務点検評価会議	都南分庁舎 教育委員会室
25/08/23	土			

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/08/24	日			
25/08/25	月	13:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
25/08/26	火	9:00	令和7年度盛岡教育事務所管内各市町教育委員会教育長等管外学事視察	大船渡小、東朋中、津波伝承館
25/08/27	水			
25/08/28	木	10:00	今後の県立高校に関する地域検討会議(第2回盛岡①地区)	サンセール盛岡
		14:00	技術・家庭東北大会出場表敬訪問(上田中学校長外2名)来訪	都南分庁舎 教育長室
25/08/29	金	14:00	教育委員会定例会	教育委員会室

議案第 19 号

盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表山岸小学校の項中「字向田 字堰根」を「字堰根」に改め、同表太田東小学校の項中「まで）」を「まで） 太田一丁目 太田二丁目 太田三丁目 太田四丁目 太田五丁目 太田六丁目 太田七丁目 太田八丁目」に、「下太田沢田 下太田榊」を「下太田沢田」に改め、同表飯岡小学校の項中「北飯岡一丁目」を「向中野八丁目（22番から26番まで、27番の一部、28番の一部及び29番） 北飯岡一丁目」に、「20番」を「21番」に改め、同表津志田小学校の項中「一部）」を「一部） 向中野八丁目（27番の一部及び28番の一部）」に改め、同表向中野小学校の項中「向中野七丁目」を「向中野七丁目 向中野八丁目（1番から21番まで）」に、「13番」を「6番まで及び8番から13番」に、「字石川町 字才川 字細谷地 字道明 字東道明」を「字東道明」に改め、別表第2号の表下小路中学校の項中「字向田 字堰根」を「字堰根」に改め、同表仙北中学校の項中「向中野七丁目」を「向中野七丁目 向中野八丁目（1番から21番まで）」に、「13番」を「6番まで及び8番から13番」に、「字中島 字石川町 字才川 字細谷地 字道明」を「字中島」に改め、同表大宮中学校の項中「本宮（）」を「太田一丁目 太田二丁目 太田三丁目 太田四丁目 太田五丁目 太田六丁目 太田七丁目 太田八丁目 本宮（）」に、「下太田沢田 下太田榊」を「下太田沢田」に改め、同表見前中学校の項中「一部）」を「一部） 向中野八丁目（27番の一部及び28番の一部）」に改め、同表飯岡中学校の項中「湯沢東一丁目」を「向中野八丁目（22番から26番まで、27番の一部、28番の一部及び29番） 湯沢東一丁目」に、「20番」を「21番」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月22日から施行する。

提案理由

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、規則に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。